

吸收分割に係る事前開示書類

令和 7 年 5 月 12 日

ナカバヤシ株式会社

島根ナカバヤシ株式会社

各位

大阪市中央区北浜東 1 番 20 号
ナカバヤシ株式会社
代表取締役 湯本 秀昭

島根県出雲市矢野町 391 番地 3
島根ナカバヤシ株式会社
代表取締役 川上 陽右

ナカバヤシ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び島根ナカバヤシ株式会社（2025 年 7 月 1 日付で商号を「ナカバヤシファクトリー株式会社」に変更予定。以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025 年 5 月 9 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の兵庫工場および関宮工場において営む事業の製造部門に関して有する権利義務の一部を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

吸収分割会社においては会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づき、吸収分割承継会社においては会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき、以下の通り事前開示事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割契約書

両当事者間にて 2025 年 5 月 9 日付で締結した吸収分割契約書は別添の通りです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際し、吸収分割承継会社は吸収分割会社に対して分割対価として株式、金銭その他の財産の交付を行いません。吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当と判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は有価証券報告書等を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容
別添の通りです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがいまして、本吸収分割において、吸収分割会社及び吸収分割承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題ないものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項 変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上



吸收分割契約書

ナカバヤシ株式会社（以下「甲」という。）と島根ナカバヤシ株式会社（以下「乙」という。）は、甲の兵庫工場および関宮工場において営む事業の製造部門（以下「本事業」という。）に関する有する権利義務の一部を乙に承継させる吸收分割に関し、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸收分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸收分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関する有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第7条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸收分割会社（甲）

商号：ナカバヤシ株式会社

住所：大阪市中央区北浜東1番20号

(2) 吸收分割承継会社（乙）

商号：島根ナカバヤシ株式会社

住所：島根県出雲市矢野町391番地3

第3条（承継する権利義務）

- 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙1のとおりとする。
- 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて併存的債務引受けの方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際し、甲に対して金銭その他一切の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（株主総会による承認）

- 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

- 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

第7条 (効力発生日)

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第8条 (競業避止義務)

甲は、本効力発生日後においても、本事業について競業避止義務を負わない。

第9条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙で協議し合意の上、これを行う。

第10条 (費用・公租公課)

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第11条 (本契約の変更、解除及び終了)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第12条 (本契約の効力)

本契約は、本分割を実施するため関係法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第13条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2025年5月9日

甲 大阪市中央区北浜東1番20号

ナカバヤシ株式会社

代表取締役 湯本 秀昭



乙 島根県出雲市矢野町391番地3

島根ナカバヤシ株式会社

代表取締役 川上 陽右



別紙1

承継権利義務明細書

甲は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する本事業に属する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）のみを、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（以下に記載のない資産、負債及びその他の権利義務は乙に承継しない。）

1. 資産

- ・仕掛品
- ・原材料及び貯蔵品
- ・前払年金費用

2. 負債

- ・未払金
- ・賞与引当金
- ・退職給付引当金

3. 知的財産権

なし

4. 契約（雇用契約を除く）

本事業に属する取引基本契約、売買契約、賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務の一切。但し、乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を除く。

5. 雇用契約

本事業に従事する従業員（パートタイマーを含む。）に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務等とし、対象者は別途確認する。

6. 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、乙が本事業を営むために必要なものであって、法令上承継可能なもの

決 算 報 告 書

(第 37 期)

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

島根ナカバヤシ株式会社

島根県出雲市矢野町391番地3

貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 31 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 1,447,759,393】	【流 動 負 債】	【 220,030,850】
現 金 及 び 預 金	15,800,463	未 払 金	7,186,464
製 品 商 品	1,338,644	未 払 費 用	55,647,043
仕 掛 品	264,918,455	未 払 人 件 費	29,389,718
貯 藏 品	17,668,717	預 り 金	16,227,625
前 払 費 用	4,052,322	未 払 法 人 税 等	3,478,900
立 替 金	4,351,454	未 払 消 費 税	21,591,100
未 収 入 金	1,139,629,338	賞 与 引 当 金	86,510,000
【固 定 資 産】	【 676,215,450】	【固 定 負 債】	【 340,597,214】
(有形 固定 資産)	(324,692,202)	退 職 給 付 引 当 金	340,597,214
建 物	210,164		
機 械 装 置	324,482,036	負 債 の 部 合 計	560,628,064
工 具 器 具 備 品	2	純 資 産 の 部	
(無形 固定 資産)	(6,254,769)		
ソ フ ト ウ エ ア	6,254,769	【株 主 資 本】	【 1,563,346,779】
(投資 その他の 資産)	(345,268,479)	(資 本 金)	(40,000,000)
出 資 金	10,000	資 本 金	40,000,000
子 会 社 株 式	8,000,000	(利 益 剰 余 金)	(1,523,346,779)
長 期 前 払 費 用	173,313	利 益 準 備 金	10,000,000
長 期 差 入 保 証 金	50,000	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	4,144,795
前 払 年 金 費 用	251,339,590	繰 越 利 益 剰 余 金	1,509,201,984
繰 延 税 金 資 産	85,695,576	純 資 産 の 部 合 計	1,563,346,779
資 産 の 部 合 計	2,123,974,843	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,123,974,843

損 益 計 算 書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

科 目	金 額
	円
【純 売 上 高】	
売 上 高	3,334,427,070
【売 上 原 価】	
期首製品商品棚卸高	1,422,124
当期製品製造原価	3,369,928,326
合 計	(3,371,350,450)
期末製品商品棚卸高	1,338,644
売 上 総 利 益	3,370,011,806
	(△35,584,736)
【販売費及び一般管理費】	
營 業 利 益	22,650,000
	(△58,234,736)
【営 業 外 収 益】	
受 取 利 息	11,232
受 取 貸 貸 料	1,080,000
受 取 保 険 金	17,155,940
雜 収 入	23,976,636
經 常 利 益	42,223,808
【営 業 外 費 用】	
雜 損 失	1,200,000
經 常 利 益	1,200,000
	(△17,210,928)
【特 別 利 益】	
助 成 金 収 入	40,683,333
税引前当期純利益	40,683,333
法人税、住民税及び事業税	(23,472,405)
法 人 税 等 調 整 額	3,480,613
当 期 純 利 益	4,043,133
	(15,948,659)

島根ナカバヤシ株式会社

販売費及び一般管理費

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

科 目	金 額
役員報酬	22,650,000
販売費及び一般管理費	(22,650,000)

製 造 原 価 報 告 書

自 令 和 6 年 4 月 1 日
至 令 和 7 年 3 月 31 日

科 目	金 額
	円
【勞 務 費】	
給 料	1,263,759,722
賞 与	116,669,219
賞与引当金繰入額	86,510,000
退職給付費用	28,945,900
法 定 福 利 費	233,879,557
福 利 厚 生 費	18,293,807
	1,748,058,205
【外 注 加 工 費】	667,597,488
【製 造 経 費】	
電 力 料	131,773,290
水 道 光 熱 費	19,204,595
消 耗 品 費	101,744,396
旅 費 交 通 費	11,225,536
減 価 償 却 費	84,098,438
修 繕 費	56,302,693
賃 借 料	339,626,200
租 稅 公 課	4,793,503
保 険 料	34,828,309
通 信 費	6,267,166
リ 一 ス 料	8,540,760
諸 会 費	611,164
交 際 接 待 費	395,507
涉 外 費	1,072,612
寄 付 金	120,000
荷 造 運 貨	70,697,298
事 務 用 品 費	9,598,571
広 告 宣 伝 費	3,606,360
車 両 燃 料 費	4,755,778
製 造 燃 料 費	20,018,241
雜 費	80,616,204
研究開発費・製造	18,869,728
他 勘 定 振 替 高	△17,874,458
銀 行 振 返 手 数 料	121,639
總 製 造 費 用	991,013,530
期首仕掛品棚卸高	(3,406,669,223)
期末仕掛品棚卸高	228,177,558
	264,918,455
当 期 製 品 製 造 原 価	(3,369,928,326)

株主資本等変動計算書

自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日 単位 円

資本金	株主資本				利益剰余金合計	株主資本合計	純資産合計			
	利益剰余金		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金								
当期首残高	40,000,000	10,000,000	7,322,393	1,490,075,727	1,507,398,120	1,547,398,120	1,547,398,120			
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩			△3,177,602	3,177,602						
当期純損益金				15,948,659	15,948,659	15,948,659	15,948,659			
その他変動事由			4	△4						
当期変動額合計			△3,177,598	19,126,257	15,948,659	15,948,659	15,948,659			
当期末残高	40,000,000	10,000,000	4,144,795	1,509,201,984	1,523,346,779	1,563,346,779	1,563,346,779			

個別注記表

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品商品、仕掛品…先入先出法による原価法

引当金の計上基準

賞与引当金…従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の
支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における
退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

II. 貸借対照表に関する注記

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式 (発行済株式)

当期末株式数 (発行済普通株式) 800株

合計 (発行済株式)

当期末株式数 (発行済株式) 800株